

令和6年(2024年)10月21日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 意見書の取扱いについて
- 2 所管事項継続調査について
- 3 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 4 その他
 - (1) 令和6年第4回定例会の日程について
 - (2) 令和7年第1回定例会の日程について
 - (3) その他

資料 1

令和6年(2024年)10月21日
議会運営委員会資料

意見書の取扱いについて

- 訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書
- 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書
- 生活保護費の引上げと夏季加算の制度化を求める意見書

訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書（案）

2024年度の介護報酬改定において、身体介護、生活援助の訪問介護の基本報酬が引き下げられました。これにより、小規模な訪問介護事業者の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがあり、多くの介護事業者や介護関連団体などから、基本報酬の引上げを求める声が上がっています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬引下げの理由として、利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなどヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型の事業所及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されることから、引下げの理由とすることが合理的なものか事業所の実態把握が必要です。

東京商工リサーチの調査によると、2024年1月から6月の半年間の訪問介護事業者の倒産は、過去最高だった2023年の年間67件の半数を超える40件となっています。

厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算について高い加算率に設定したと説明していますが、経営を支える基本報酬引下げは、小規模な事業者を経営難に陥らせるおそれがあります。また、上位の加算は要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分を補填できない事業者が出ると予想されます。

訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は2023年度で14.14倍と高水準です。今回の基本報酬引下げによって、人手不足を加速させることが懸念されます。

身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、下記事項の実施を強く要望します。

記

- 1 在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬引上げを行うこと。
- 2 介護報酬改定は、介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分考慮して判断すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長
参議院議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて

中野区議会議長名

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2009年から2019年までの間に、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組みが進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。また、政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、すべての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組みを求める。

記

- 1 自動運転移動サービスの導入において、地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣

あて

中野区議会議長名

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人とどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組みを強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- (1) 地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
- (2) 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- (1) 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組み推進へのインセンティブ制度の導入。

- (2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- (3) COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- (1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
- (2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

財務大臣

厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書（案）

2024年度（令和6年度）の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられた。今後、より多くの訪問介護事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅するおそれがある。

厚生労働省は、今回の訪問介護の基本報酬の引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げている。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型及び一部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているためであり、実態は訪問介護事業所のおよそ4割が赤字となっている。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、既に加算を受けている事業所は減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が廃業を余儀なくされることが予想される。実際に、今年上半期の介護事業者の倒産が過去最悪の81件にのぼった。そのうち訪問介護は40件で、これも過去最悪となっている。

訪問介護は、在宅での利用者の生活に合わせて、必要な介護を行う専門性が高い仕事にもかかわらず、全産業平均よりはるかに低い賃金で、若い就労希望者が少なく有効求人倍率は14.14倍にもなっている。介護労働者の高齢化も深刻であり、処遇の改善は喫緊の課題である。

よって、政府に対し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

財務大臣

あて

厚生労働大臣

中野区議会議長名

生活保護費の引上げと夏季加算の制度化を求める意見書（案）

物価高騰が生活保護受給世帯の家計を直撃している。生活保護基準は原則5年ごとに検証されるが、今年4月の消費者物価指数は2020年度から7.7%上昇しており、それに見合った引上げが必要である。

また、命に関わる猛暑の中、命を守るエアコンが安心して利用できるように、冷房など水道光熱費に対する夏季加算を支給することが切実に求められている。

よって、中野区議会は、政府に対して、生活保護費の引上げと夏季加算の制度化を早急に実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

厚生労働大臣

中野区議会議長名

資料 2

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和 6 年第 3 回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

議 事 日 程

令和6年(2024年)10月21日午後1時開議

日程第1

- 第64号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 建物の買入れについて
- 第66号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第67号議案 明和中学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第68号議案 明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第69号議案 明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第70号議案 南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第71号議案 南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第73号議案 中野中学校跡施設校舎耐震改修工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第75号議案 旧中野本郷小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第76号議案 江原小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第77号議案 第五中学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第78号議案 特別区道43-250バリアフリー化改良工事請負変更契約
- 第79号議案 南台小学校新校舎用什器類の買入れについて
- 第80号議案 明和中学校新校舎用什器類の買入れについて
- 第81号議案 中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第82号議案 中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

- 第 8 3 号議案 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第 8 4 号議案 中野区立キッズ・プラザ条例の一部を改正する条例
- 第 8 6 号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 8 号議案 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 9 号議案 令和 6 年度中野区一般会計補正予算

日程第 2

- 第 7 4 号議案 旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更
について

日程第 3

- 第 8 5 号議案 中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第 4

- 第 1 号請願 北原小学校の改築に際し、地域の意見を踏まえた校庭の仕様にすることにつ
いて

日程第 5

- 第 5 号陳情 区内鉄道各駅周辺に路上喫煙禁止地区の指定を求める陳情

日程第 6

- 第 8 号陳情 桃園第二小学校の改築に際し、環境と地域の要望を踏まえた校庭の仕様を求
める陳情

日程第 7

- 令和 6 年特別区人事委員会勧告等について

日程第 8

- 株式会社まちづくり中野 2 1 の経営状況を説明する書類の提出について

別紙 2

○議事の順序（令和6年10月21日）

(1) 開議

(2) 日程第1、第64号議案から第71号議案まで、第73号議案、第75号議案から第84号議案まで、第86号議案、第88号議案及び第89号議案の計22件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

(3) 日程第2、第74号議案「旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更について」

※上程、委員長報告、討論、採決（電子採決）

(4) 日程第3、第85号議案「中野区立学校設置条例の一部を改正する条例」

※上程、委員長報告、討論、採決（電子採決）

（第89号議案が可決となった場合、本会議を休憩し、議会運営委員会を開会する。）

() (日程追加、先議)

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「生活保護費の引上げと夏季加算の制度化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(5) 日程第4、第1号請願「北原小学校の改築に際し、地域の意見を踏まえた校庭の仕様にするについて」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (簡易)

(6) 日程第5、第5号陳情「区内鉄道各駅周辺に路上喫煙禁止地区の指定を求める陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (簡易)

(7) 日程第6、第8号陳情「桃園第二小学校の改築に際し、環境と地域の要望を踏まえた校庭の仕様を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決 (電子採決)

(8) 日程第7、令和6年特別区人事委員会勧告等について

(9) 日程第8、株式会社まちづくり中野21の経営状況を説明する書類の提出について

(10) 陳情の継続審査 (継続審査件名表)

※継続審査について採決 (簡易)

(11) 常任委員会の所管事務継続調査 (継続調査件名表)

(12) 議会運営委員会の所管事項継続調査 (継続調査件名表)

(13) 散会・閉会

令和 6 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 6 年 10 月 9 日 (水)
特別区人事委員会

【 月例給・特別給ともに 3 年連続引上げ 】

- 公民較差：11,029 円 (2.89%)
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】Ⅰ類：23,800 円増 Ⅲ類：23,900 円増
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を 0.2 月引上げ
（現行 4.65 月→4.85 月）期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約 26 万 7 千円の増（公民比較対象職員）
- 扶養手当：配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和 6 年 4 月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
58,194人	32,441人	382,163 円	38.8 歳

2 民間給与実態調査の内容（令和 6 年 4 月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査（調査完了 677 事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
393,192 円	382,163 円	11,029 円 (2.89%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.87 月分	4.65 月	0.22 月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、月例給を引き上

げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 10,268 円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年 4 月 1 日時点の 864 人に対し、本年 4 月 1 日時点で 627 人、減少数は 237 人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 16 人で約 7%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	196,200 円	220,000 円	23,800 円
III 類	158,100 円	182,000 円	23,900 円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引上げ（現行 4.65 月→4.85 月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和 6 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

(参考 1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
9,191 円	0 円	1,838 円	11,029 円

(参考 2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,425 千円	約 6,691 千円	約 267 千円

(参考3) モデルケースによる試算

○ケース1 係員（1級29号給、22歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
235,440円	264,000円	28,560円	約3,920千円	約4,448千円	約528千円

○ケース2 係長（3級37号給、35歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
370,080円	383,760円	13,680円	約6,300千円	約6,615千円	約316千円

○ケース3 課長（5級61号給、45歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
622,800円	627,360円	4,560円	約10,509千円	約10,723千円	約213千円

○ケース4 部長（6級57号給、50歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
748,800円	753,720円	4,920円	約12,771千円	約13,026千円	約254千円

(注) 1 「差」は、端数処理をしているため、「改定後」から「改定前」を引いた値と一致しない場合がある。

2 給与月額及び年間給与は、給料（行政職給料表（一））、地域手当（20%）及び管理職手当を基礎に算出

Ⅲ 扶養手当について

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当である。

1 改正内容

- ・配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ（配偶者等：6,000円→廃止、子：9,000円→10,500円）

2 実施時期

- ・令和7年4月1日
- ・受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

Ⅳ 今後の給与制度

国の給与制度のアップデートを踏まえ、特別区の実情、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、見直しに向けて検討が必要である。

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成（P14）

- ・行政は、地域共生社会の実現や災害対策、DXの推進等、複雑・多様化する行政課題の解決のため、未来を切り拓く人材の確保と育成が急務と言える。

2 時代に応じた採用制度の見直し（P14）

■将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・有為な人材の確保と職員の成長支援、研修等の環境整備に重点的に取り組む必要がある。
- ・公務への取組で得られる職員自身の成長実感がやりがいにつながり、組織パフォーマンスの向上に資する。

■採用環境を踏まえた採用試験・選考の実施

- ・試験内容の変更等、採用試験・選考の見直し・検証を継続して取り組んでいく。
- ・令和7年には、SPIを活用した新たな試験方法を追加し、I類採用試験で実施を予定している。

■採用PR等の戦略的な展開

- ・有為な人材の確保には、公務の魅力を広く発信することが肝要であり、PR活動をいかに就職・転職活動中の者へ届けるかが重要である。
- ・就職活動前の学生も対象とした職場体験の機会の提供は、公務の魅力への理解を深めることができるため、積極的な取組が求められる。
- ・内定後から採用までの間、特別区で働く意欲を向上させる取組が重要である。

■障害者の雇用促進

- ・障害者のキャリア形成の支援により障害者雇用の質の向上が求められている。

■専門人材の活用

- ・自治体DXの推進に向けた課題と必要なスキルを見極め、職員の得意分野を活かした適切な人材管理を行うことが肝要である。
- ・行政需要の高度化やDX推進の必要性の高まりに伴い、特定任期付職員の活用を早急に検討する必要がある。

3 人材の育成（P18）

■人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要である。
- ・職務に求められる能力を可視化し、職員がその達成度を認識することで自身の成長を実感できる環境づくりが必要である。
- ・評価者による定期的な面談と職員の多様な能力を踏まえた指導・助言を行うことが肝要である。

■若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成

- ・従来の研修やOJTの充実に加え、キャリア形成支援に係る取組やきめ細かい人事上の対応を図るなど、これまでとは異なる視点による人材育成の推進が必要である。

- ・主任職昇任選考に対する試験制度の工夫や適切な合格者数の管理が重要である。

■管理職を担う者の人材育成

- ・管理職を担うべき人材を早い段階から育成することが必要である。
- ・様々なスキルを有する職員をマネジメントする能力を身に付ける研修を行い、管理職を担う人材を積極的に確保していかなければならない。

■女性活躍の推進

- ・働き方が多様化する中で、それぞれの職員に対して適正に評価することにより、適切な人材育成と積極的な登用を図る必要がある。
- ・昇任選考受験に対する支援や昇任への不安解消に向けたサポート体制を整備することが重要である。

■時代に適応した組織マネジメントの確立

- ・人事施策を戦略的に行うためには、管理職員のマネジメント能力だけに頼らない人材マネジメント体制を構築する必要がある。
- ・職員の成長を最大限引き出すため、職員の働き方や個人の価値観の多様化等に適応した組織マネジメントを確立することが求められる。

■高年齢層職員の能力及び経験の活用

- ・高年齢層職員が早い段階から高齢期の働き方のイメージを持ち、これまで培ってきた知識経験を存分に活かすことができる環境を整えることが必要である。

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（P23）

- ・多様で柔軟な働き方の重要性の見直しや人材確保競争の激化が進み、特別区においても限られた人的資源を最大限活かすことが必要である。
- ・全ての人が柔軟に働き活躍できる職場環境の整備は、職員がやりがいや意欲を高めキャリア形成や成長実感を得ながら自己実現していくことや、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を向上させることにつながる。
- ・多様で柔軟な勤務環境の整備には、組織マネジメント及び制度を活用できる職場風土の構築が重要である。

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・テレワークは多様な働き方やワーク・ライフ・バランスという観点だけではなく、事業継続や業務効率等の観点からも導入と活用が必要である。
- ・フレックスタイム制導入の検討が引き続き必要である。
- ・定年引上げに伴い、高年齢層職員の多様な働き方のニーズに応えるため、勤務環境の整備が重要である。
- ・働き方の選択肢を広げるとともに、職場に適した制度の活用ができる職場風土の構築が必要である。

(仕事と生活の両立支援)

- ・男性職員の育児休業取得率等が向上しており、各区の取組が進んでいる。
- ・性別や職層に関係なく仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、男性の育児休業の長期化、代替措置の充実や復帰後支援等の取組を図ることが必要である。

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

(長時間労働の是正)

- ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、D X推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要である。
- ・教職員の長時間労働是正に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。

(年次有給休暇の取得促進)

- ・管理職の年次有給休暇の取得促進は、休みやすい勤務環境づくりを推進する上でも有効である。
- ・時間単位休暇を除いた年5日以上を取得ができるように配慮することは、職員の健康を確保する上でも重要である。

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であるため、対応力を向上させる研修の定期的・計画的な実施が必要である。
- ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要である。

(ゼロ・ハラスメント対策)

- ・根絶の第一歩は正しい知識と理解にあり、全職員の定期的な研修受講が必要である。
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充が必要である。
- ・国・東京都等の動向を適時に捉えた、カスタマー・ハラスメント防止に向けた積極的な取組を推進する必要がある。

2 区民からの信頼の確保 (P 28)

- ・コンプライアンス意識の醸成・向上等を目的とする研修を定期的・継続的に実施する必要がある。
- ・職員からの通報制度の整備への積極的な取組が望まれる。

特定任期付職員採用制度についての意見の申出

- ・特定任期付職員採用制度を導入する場合において、給料表及び期末手当・勤勉手当等の取扱いについて意見を申し出る。

資料 4

令和 6 年第 3 回定例会

陳情 継続 審査 件名 表

《子ども文教委員会付託》

- (5) 第 10 号陳情 中野区職員の管理上望ましくない不公平・不公正な対応の是正を求める陳情書

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 6 年第 3 回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 シティプロモーション及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

令和 6 年 第 4 回定例会日程表（案）

＜会期 16 日間 11 月 27 日～12 月 12 日＞

月	日	曜	午 前	午 後
11月	13日	水		1 議会運営委員会
	14日	木		
	15日	金		
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月		5 請願・陳情締切
	19日	火		
	20日	水		1 議会運営委員会
	21日	木		5 一般質問通告締切
	22日	金		
	23日	土	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	日		
	25日	月		
	26日	火		
	27日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	28日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	29日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	30日	土		
12月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火		1 常任委員会
	4日	水		1 常任委員会
	5日	木		1 常任委員会
	6日	金		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		1 特別委員会(危機管理特)
	10日	火		1 特別委員会(少子化特)
	11日	水	(事 務 整 理 日)	
	12日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和 7 年 第 1 回定例会日程表（第 1 案）

〈会期 40日間 2月10日～3月21日〉

月	日	曜	午 前	午 後
1月	27日	月		1 議会運営委員会
	28日	火		
	29日	水		
	30日	木		5 請願・陳情締切
	31日	金		
2月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 議会運営委員会
	4日	火		5 一般質問通告締切
	5日	水		
	6日	木		
	7日	金		
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	11日	火	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	水		
	13日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	14日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	18日	火		
	19日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	20日	木	(予 算 検 討 日)	
	21日	金	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	22日	土		
	23日	日	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	月		
	25日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	26日	水	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	27日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	28日	金		1 予算分科会
3月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 予算分科会
	4日	火		1 予算分科会
	5日	水	(事 務 整 理 日)	
	6日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	7日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月		
	11日	火		1 常任委員会
	12日	水		1 常任委員会
	13日	木		1 常任委員会
	14日	金		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月		1 特別委員会(危機管理特)
	18日	火		1 特別委員会(少子化特)
	19日	水	(中 学 校 卒 業 式 ・ 事 務 整 理 日)	
	20日	木	(春 分 の 日)	
	21日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和 7 年 第 1 回定例会日程表（第 2 案）

〈会期 40日間 2月10日～3月21日〉

月	日	曜	午 前	午 後
1月	28日	火		1 議会運営委員会
	29日	水		
	30日	木		5 請願・陳情締切
	31日	金		
2月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 議会運営委員会
	4日	火		5 一般質問通告締切
	5日	水		
	6日	木		
	7日	金		
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	11日	火	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	水		
	13日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	14日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	18日	火		
	19日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	20日	木	(予 算 検 討 日)	
	21日	金	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	22日	土		
	23日	日	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	月		
	25日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	26日	水	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	27日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	28日	金		1 予算分科会
3月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 予算分科会
	4日	火		1 予算分科会
	5日	水	(事 務 整 理 日)	
	6日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	7日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月		
	11日	火		1 常任委員会
	12日	水		1 常任委員会
	13日	木		1 常任委員会
	14日	金		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月		1 特別委員会(危機管理特)
	18日	火		1 特別委員会(少子化特)
	19日	水	(中 学 校 卒 業 式 ・ 事 務 整 理 日)	
	20日	木	(春 分 の 日)	
	21日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2009年から2019年までの間に、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組みが進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。また、政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、すべての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組みを求める。

記

- 1 自動運転移動サービスの導入において、地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。
- 3 交通事故に関する交通シナリオに基づく判断基準の確立と、事故発生時の責任と補償の在り方について法整備をすること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 あて

中野区議会議長名

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人ととどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組みを強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- (1) 地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
- (2) 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- (1) 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの早期発見及び重症化や増悪を抑えるための取組み推進へのインセンティブ制度の導入。

- (2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が活用されるよう検討を進めること。
- (3) COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- (1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
- (2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

財務大臣

厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名